

2012年12月20日
野村不動産株式会社

報道関係者各位

マンションオーナー向け新サービス 『野村不動産リロケーションサービス』 2013年1月スタート

野村不動産株式会社(本社:東京都新宿区/取締役社長:中井 加明三)は、野村不動産が販売したマンションのオーナーの皆様を対象とした、住まいのライフサイクルに応じた新サービスを開始する運びとなりましたので、お知らせいたします。

このサービスは、昨今多様化するオーナーのライフスタイルから発生した様々なニーズに細かく対応し、オーナーとのつながりを大切にしていきたいという思いから生まれたものです。オーナーの期待と信頼にお応えするサービス体制を構築し、「修繕」、「リフォーム」、「買い替え」、「賃貸」、「インテリア」などの様々な住まいのライフサイクルに対応いたします。その第1弾として、『野村不動産リロケーションサービス』を2013年1月より開始いたします。

『野村不動産リロケーションサービス』は、転勤などによる長期間にわたる不在時に留守宅を当社が直接借り上げ、賃貸住宅として転貸し、オーナーに賃料をお支払いするサービスです。このサービスの提供により、転勤不在時の留守宅管理等に対するオーナーの不安を解消するとともに、売主である当社が直接借り上げる事で安心感を提供し、新築購入時に潜在的にあるお客様の将来にわたる転勤による転居の不安を解消いたします。また、無償で鍵を交換する「フリーキーチェンジ」や、お部屋のクリーニングを一定額無償で実施する「リフレッシュサービス」など独自のメニューを提供します。まずは、首都圏のマンションオーナーを対象としてスタートし、今後関西・名古屋・仙台など、サービスの提供エリアを順次、拡大していく予定です。

当社では、今後も住まいのライフサイクルに応じたサービスとして、「トータルインテリアサービス」や「メンテナンスプログラム」を予定しております。これらの新しいサービスを通じ、お客様との「一生の出会い」を継続し、顧客満足度の一層の向上を目指してまいります。

『野村不動産リロケーションサービス』の特徴

●売主が直接借り上げ

野村不動産が分譲したマンションを当社が直接借り上げて転貸しますので、オーナーは入居者との不要なトラブルやリスクを回避することができます。



※入居者募集期間中の家賃保証はありません。

●期間を決めて賃貸

2年間以上の期間を定める定期借家契約を締結。定期借家契約では、期間満了後に契約が更新されることはなく、入居者に退去を求めることができます。

※契約期間中、オーナーからの途中解約はできません。

※引き続き賃貸する場合は改めて期間を設定し、入居者と合意の上、再度契約を締結する必要があります。

●フリーメンテナンスサービス

賃貸期間中に設備の故障等の不具合が生じた場合、メンテナンス会社へ修理を手配し、迅速・適切な修理対応を行います。オーナーのお手を煩わせることなく、修理費用は 105,000 円までの範囲で当社が負担します。



※フリーメンテナンスサービスの適用には条件がございます。

●フリーキーチェンジサービス

賃貸期間が終了した際は、鍵を無償交換いたします。万一、入居者が鍵のコピーを作成していても安心です。

●リフレッシュサービス

賃貸期間終了後、壁や天井、水回りの清掃といったお住まいのクリーニングを、提携企業が上限 31,500 円まで無償で行います。

●滞納保証

入居者が賃料を滞納した場合でも、決められた期日に当社がお支払いします。

●明渡保証

契約終了日を経過しても入居者の事情により明渡しが履行できない場合、明渡しが完了するまでの期間、賃料相当額の明渡し保証料をお支払いします。

※上記サービス内容については今後変更になる場合がございます。

◆スタートアップ W キャンペーンのご案内

「野村不動産リロケーションサービス」では、新しいサービスをオーナーにお気軽にご利用いただけるよう、スタート・キャンペーンを行います。

①契約時管理委託料「0 円」(通常＝契約賃料 1.05 ヶ月分)

②引越代金 5 万円分サービス(再入居時のみ)

【期間】2013 年 1 月～3 月末まで

【本件に関するお問い合わせ窓口】

野村不動産株式会社 広報部(柿原・阿部)
TEL03-3348-7805・FAX03-3343-0445